

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第 1 に掲げる事務並びに別表第 2 に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第24号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第 1 に掲げる事務並びに別表第 2 に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則の一部を改正する規則

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第 1 に掲げる事務並びに別表第 2 に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則（令和 7 年名古屋市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第35条の次に次の 1 条を加える。

第35条の 2 条例別表第 1 の35の 2 の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第45条中「同項」を「条例別表第2の2の項」に改める。

第46条中「同項」を「条例別表第2の3の項」に改める。

第57条中「同項」を「条例別表第2の14の項」に改める。

第89条第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

第89条の2 条例別表第2の46の2の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護実施関係情報
- (2) 市民税に関する情報
- (3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 外国人生活保護実施関係情報

第91条中「同項」を「条例別表第2の48の項」に改め、同条第10号中「名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項」を「名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項」に改める。

第92条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ及び第17号イ中「名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項」を「名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項」に改める。

第94条中「同項」を「条例別表第2の51の項」に改める。

第95条第2号中「次に掲げる情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、同条第8号ウを削り、同号を同条第4号とする。

第96条第1号中「次に掲げる情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号ウを削り、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「次に掲げる情報」を「中国残留邦人等支援

給付実施関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第5号とする。

第99条を削り、第100条を第99条とし、第101条を第100条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。